

公益通報者保護法の概要

① 公益通報をしたことを理由とする労働者等の解雇の無効等、及び、② 公益通報に関し事業者・行政機関がとるべき措置を定める。

1. 目的

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定・社会経済の健全な発展に資すること

2. 「公益通報」とは

① 労働者等（労働者、退職から1年以内の退職者、役員。公務員を含む。）が、② 不正の目的でなく、③ 役務提供先等について、④「通報対象事実」が、⑤ 生じ又はまさに生じようとしている旨を、⑥「通報先」に通報すること

3. 「通報対象事実」(④) とは

- (1) 公益通報者保護法及び国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として法の別表に掲げる対象法律に規定する罪の犯罪行為の事実又は過料の理由とされている事実
- (2) 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが(1)の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等

【対象法律の例】

公益通報者保護法、刑法、食品衛生法、金融商品取引法、J A S 法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める法律（独占禁止法、消費者安全法等）＜合計 493本（令和4年6月1日現在）＞

4. 「通報先」(⑥) と保護要件

- (1) 事業者内部（法律事務所等、事業者があらかじめ定めた者も含む。）
： 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合
 - (2) 行政機関（通報対象事実について処分・勧告等の権限を有する行政機関。当該行政機関があらかじめ定めた者も含む。）
： ① 通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合（＊） 又は、
② 通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出する場合
 - イ 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - ロ 当該通報対象事実の内容
 - ハ 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
 - ニ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由
- ※ 公益通報者が役員の場合は、②の保護要件の対象外
- (3) その他の事業者外部（通報対象事実の発生等を防止するために必要であると認められる者 例：報道機関、消費者団体等）
： 上記(＊)及び次のいずれかに該当する場合
 - イ 上記(1)・(2)に定める公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

- ※ 公益通報者が役員の場合は、当該役員が調査是正措置をとることに努めることも必要。
- 上記(1)に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ※ 公益通報者が役員の場合は、当該役員が調査是正措置をとることに努めることも必要。
- 八 上記(1)に定める公益通報をすれば、役務提供先が、当該公益通報者について知り得た事項を、当該公益通報者を特定させるものであることを知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ※ 公益通報者が役員の場合は、当該保護要件の対象外となる。
- 二 役務提供先から上記(1)・(2)に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合
 - ※ 公益通報者が役員の場合は、当該役員が調査是正措置をとることに努めることも必要となる。
- ホ 書面により上記(1)に定める公益通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、当該役務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該役務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合
 - ※ 公益通報者が役員の場合は、当該保護要件の対象外
- ヘ 個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人（事業を行う場合におけるものを除く。以下このへにおいて同じ。）の財産に対する損害（回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であって、通報対象事実を直接の原因とするものに限る。）が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

5. 公益通報者の保護

「公益通報」をした労働者等は、保護要件を満たす場合に、以下の保護を受ける。

- (1) 公益通報をしたことを理由とする解雇の無効・不利益な取扱いの禁止
- (2) (公益通報者が派遣労働者である場合) 公益通報をしたことを理由とする労働者派遣契約の解除の無効・不利益な取扱いの禁止
- (3) (公益通報者が役員である場合) 公益通報をしたことを理由として役員から解任された場合の損害賠償請求・不利益な取扱いの禁止

6. 事業者、行政機関及び公益通報者の義務

- (1) 事業者が従事者を指定し、内部公益通報対応体制を整備する義務
- (2) 公益通報に対して行政機関が必要な調査及び適当な措置をとる義務並びに体制整備義務
- (3) 通報先を誤った通報を受けた行政機関が処分等の権限を有する行政機関を教示する義務
- (4) 公益通報をする労働者が他人の正当な利益・公共の利益を害さないようにする努力義務

7. その他

本法は、労働契約法第16条（解雇権の濫用）等の他の法令の規定の適用を妨げない。